

自動車駐車契約約款

- 第 1 条 甲は、乙が運営管理する前記駐車場所所在地の駐車場を本契約書条件で乙から自動車を駐車する目的で賃借します。
ただし、以下の自動車が契約の対象となります。
・普通乗用車契約：全長4.80m以下、全幅1.80m以下、全高2.0m以下
・軽自動車契約：全長3.40m以下、全幅1.48m以下、全高2.0m以下
- 第 2 条 この契約の期間は前記契約期間のとおりです。契約期間が満了するまでに甲乙またはその一方から何らの申し出がない場合、本契約の契約期間は、同一条件で1年間延長されたものとし、以後同様とします。
- 第 3 条 駐車場の駐車料金は前記月額駐車料金のとおり、契約事務費は前記契約事務費のとおりとします。 税込み4,000円です
- 第 4 条 駐車料金は、前記の月額料金に12を乗じた金額を、毎年1月の前記指定金融機関第1営業日までに同年1年分として一括で支払うものとし、
2 年の途中で契約する場合は、契約月より12月までの駐車料金を契約時に一括して支払うものとし、
- 第 5 条 駐車料金の振り込みに際しての手数料は甲の負担とします。
- 第 6 条 駐車位置については前記駐車場の位置に記載の区画とし、異常の場合は乙の指示に従うものとします。
- 第 7 条 甲が駐車する前記契約自動車に変更のあった時には、甲は速やかに乙に書面で通知するものとします。なお、変更自動車や代車においても本契約書第1条の契約対象自動車以外は駐車できません。
2 契約自動車の変更に伴い契約種類に変更の必要が生じた場合は、本契約を解約し新たな契約を締結するものとします。ただし、他の契約状況により新たな契約を締結できないことがあります。なお、駐車料金については月割りで精算することとし、変更月は本契約の月額料金とします。
- 第 8 条 乙は、甲の駐車自動車に関して、その自動車の滅失や損傷について損害賠償を負わないものとします。また、天災地変等不可抗力による損害についても責を負わないものとします。
- 第 9 条 甲または甲の関係者の故意または過失によって駐車場の設備や造作その他駐車中の他の自動車等に生じた損害は、甲が賠償する責を負うものとします。
- 第 10 条 甲は、この契約に伴う権利を他に譲渡または転貸出来ないものとします。
- 第 11 条 甲が契約期間中にこの契約を解約するときは、解約する月の2ヶ月前の月末日までに書面により乙に申し入れるものとします。
2 前項により解約の申し入れが契約期間の途中であった場合は、駐車料金を月割りで精算し、精算手数料1000円を差し引いた残額を金融機関への振り込みにより返金します。ただし、解約する月の駐車料金は返金しません。
- 第 12 条 乙がこの契約を解約するときは、解約する月の2ヶ月前までに書面により甲に申し入れるものとします。
2 前項により解約の申し入れが契約期間の途中であった場合は、駐車料金を月割りで精算し金融機関への振り込みにより返金します。
- 第 13 条 甲が次の場合の一つにでも該当したときは、乙は本契約第12条の定めにかかわらず催告無しで直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。
一 賃料の支払いが本契約第4条に定めたとおり行われなかったとき。
二 この契約の各条項及び乙の指示に違反したとき。
三 契約自動車以外の物品を置いたとき。
2 前項三号による物品の撤去・処分にかかる費用は甲の負担とします。甲が乙の指示に従わず物品を撤去しない場合は、乙が撤去・処分を行いその費用を甲に請求するものとします。
- 第 14 条 地価・諸物価の騰貴、公租公課の増額、近隣駐車料金との比較その他の理由により、乙から相当する駐車料金の増額を請求されたときは、甲はこれに応ずるものとします。
- 第 15 条 甲は、この契約が終了したとき、乙に対し移転料、立ち退き料、その他いかなる名目でも金品の請求が出来ないものとします。
- 第 16 条 甲の使用している区画に第三者が無断にて駐車等占有しているときの排除は、甲が行うものとします。
2 前項により甲が契約自動車を駐車できない期間が生じても、甲は乙に対し駐車料金の返金を請求できないものとします。
- その他 本契約により乙が貸与する土地は、乙が土地所有者との契約（5年間）により事業を行っているものです。
本契約により駐車する自動車の所有者又は使用者が日本国籍ではない場合は、契約できません。
以下余白